

# 「筋二点療法」とは？

痛点、若しくは、圧痛点の解消施術に際し、当該部だけへの施術では痛みは消えません。その理由は、痛点を持つ筋肉は、原因となる他筋肉の硬結が引き金となって移行し、結果として該当部の筋肉硬結をもたらして痛みとなるものだからです。

この場合、結果筋肉の痛点と、原因筋肉の二ヶ所を同時に結ぶ形で刺激施術しますと、結果筋肉の硬結は即座に弛緩し、当然痛みも消える現象を発見し、発見者の氏名から「横山式」の冠をつけたものです。

つまり、**圧痛点解消のための反射点存在説が基本的原理です。**

過去何世紀も続く治療法、痛点一点刺激だけでは痛みは消えないことが私の発見で判明した訳です。

更に、研究の結果として、次の事項について理論確立を果たしております。

- **筋二点間刺激の有効性確認**
- **筋異常硬結上肢起因説**
- **筋異常硬結、一次移行・二次移行説**
- **人体構造類似点存在理論**
- **人体多重構造存在理論**
- **電磁波障害除去法有効性確認**

従って、私、若しくは、私の主催する「横山式筋二点療法ゼミナール」の受講生以外の方が、無断で、この療法を治療業として使われた場合、パクリ行為となります。

更に、当ゼミナール会長、横山桂子の許可なしに、この技術を第三者に指導した方は、同じパクリでも犯罪行為に該当します。法的処置の対象にもなります。

当ゼミナールでは、受講生の中でも、特に技術、人格共に優れ、後進受講生の指導にも力量を発揮されると認定された方に、講師、若しくは、師範の称号と資格を与え、第三者

への技術指導を委ねるシステムを採用しており、資格者以外の方は第三者への指導が出来ないことになっております。間違つて教えられる弊害を防ぐためです。

新規受講生は、「筋二点療法」を学習するに当たり、指導をされる方が、資格者であるか、どうかを、必ず、お確かめ下さい

資格者は「講師認定証」、若しくは「師範認定証」が院内に掲示してある筈です。

「技術認定院之証」と称する看板を掲示していても、「講師」、「師範」の資格の無い場合もあります。ご注意ください。

「技術認定院之証」とは、学習の過程において一定の技術水準に達した場合、患者さんに明示するための看板として交付するものですが、この看板掲示の維持には規約を設けております。

少なくとも、一年に1回は、「看板セミナー」に参加して、会長、若しくは、副会長による「技術チェック」を受けて頂くことが義務化されております。

技術は継続的に使い、且つ、研鑽を怠りますと、急速に低下するものだからです。

出来れば、定期的実施されている上級コースの「難疾患治療法セミナー」にも積極参加が望ましいことを講師各位に伝えておりますことは言うまでもありません。

来年度は、各疾患の施術前に行う「検査諸法」を取り上げますが、疾患の確認、施術の方針確定に必ず必要とする色々な検査法について、みっちり特訓を計画しており、参加必須を、看板である「技術認定院之証」維持の条件にしたいと考えております。

又、同時に、「講師」や「師範」の皆さんも、資格者としての内容向上、そして充実のため、定期実施のセミナーには極力参加をして頂きます。

今回のような大震災の場合や、ご病気などで万止むを得ない場合を除き、一定数すらセミナー参加が難しい方は、資格返上の自主的手続きをお取り頂きたいとも考えております。

理由は唯、一つ、後進の新規受講生の方々に、より高度な技術を、正確に伝えて行きたいからです。私の技術も日々進化させております。

先ほども申し上げました。この技術は奥が深いのです。

**「極める心」を、いつまでもお持ち下さることを期待いたします。**

卒業はされましても、「技術認定院之証」の交付をまだ受けておられない方、

現在、セミナー受講中の方、

又、これから学習を始めようとお考えの方々に対しましては、近々、来年度の指導要綱を発表いたします。

ホームページ新着情報欄にも掲示いたします。